置賜消費生活センターニュース5月号

平成２５年５月１日発行

製品を使用する際の事故にご注意ください！

何気なく使っている製品も使い方を間違えると、大変な事故に遭ってしまう事態になりかねません。「取扱説明書」をよく読んで、安全に使用しましょう。

スライサー

草 刈 機

電気ケトル

＜スライサーでの事故＞　◆◇◆◇◆ 事　例 ◆◇◆◇◆

刃がセラミック製のスライサーを購入した。玉ねぎを切る際、大きいので大丈夫だろうと思い、安全ホルダーを使わずに使用したら右の親指の先を切ってしまった。（60歳代　男性）

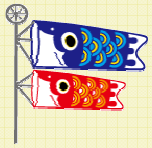

◆ 被害に遭わないポイント ◆

- スライサーは野菜をスライスするために使用する調理器具です。
- スライサーは「包丁より簡単に使えるものだ」と思い、誤った使用方法で指先等を削ぎ落してしまうケースが多いため、使用の際は、取扱説明書に従い正しく使いましょう。
- 食材が残り少なくなった時は、ケガを防止するためにも「安全ホルダー」を適切に使用しましょう。

＜草刈機での事故＞　◆◇◆◇◆ 事　例 ◆◇◆◇◆

草刈機を使って草刈りをしていたところ、石にぶつかって草刈機の刃が欠け、飛んできた破片があごに刺さった。（60歳代　男性）

◆ 被害に遭わないポイント ◆

- エンジンやモーター等で動く草刈機は広く利用されていますが、使用の際、充分危険性を認識し、取扱説明書をよく読んで正しく使用しないと、重症に至る事故に遭ってしまう恐れがあります。
- 作業時の服装は、長袖・長ズボンとし、保護メガネ、すね当て、ヘルメットなど適切な保護具を着用しましょう。また、作業時は周囲に気を配り、無理な姿勢での作業は行わないようにしましょう。

＜電気ケトルでの事故＞　◆◇◆◇◆ 事　例 ◆◇◆◇◆

お湯を沸かしていた電気ケトルのコードに足を引っ掛けて、電気ケトルが落下し、こぼれたお湯で胸と背中にやけどをした。（8歳　女児）

◆ 被害に遭わないポイント ◆

- 電気ケトルは必要な量のお湯を短時間で沸かせることが特徴ですが、保温機能のある電気ポットと違い重量が軽いため、わずかな力でも転倒・落下の危険性が高く、やけどする事故が起きています。
- 電気ポットは「転倒流水試験基準：JIS規格」が採用されているものが多いですが、電気ケトルは転倒時のお湯漏れ防止機能が付いていない製品もあります。特に小さな子供がいるご家庭ではお湯漏れ防止機能がついたものや、電源コードと本体との接続部分がマグネット式になっており、コードに引っ掛かった際に、本体からコードが外れ転倒を防ぐ製品もありますので、安全性に配慮した製品を選ぶようにしましょう。

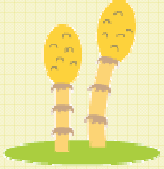

毎年５月は消費者月間です！

毎年5月は「消費者月間」とし、消費者・事業者・行政等が連携し、一体となって消費者問題に関する普及啓発・教育等の活動を集中的に行います。

平成25年度 消費者月間統一テーマ **「学ぶことからはじめよう～自立した消費者に向けて～」**

◆ 置賜消費生活センターの取り組み ◆

消費者啓発用パネルや悪質商法に関するパンフレットなどを展示します。

●パネル等の展示期間●

5月　7日（火）から
5月31日（金）まで

NCVテレビにおいて関係する情報を文字放送で放映します。

●文字放送の期間●

5月10日（金）から
5月16日（木）まで

弁護士による無料法律相談会を5月は２回開催いたします！（5月9日と23日）

※詳細は下に記載してあります！

＜昨年のパネル展示風景＞

消費者問題出前講座を無料で実施しています！

消費者被害を少しでもなくすため、出前講座を行っています。県内、特に置賜地域内で実際にあった**悪質商法の被害**や**最近はやりの手口**、**予防策**、**困った時の対処方法**などを分かりやすくお伝えします。だまされないための知識を身につけましょう！**～お申し込みお待ちしております～**

●**講座**：悪質商法・問題商法に関すること
　内容　契約上のトラブルに関することなど
●**対象**：老人会（サロンなど）、学校、市町の各種団体など（10人以上から）
●**時間**：30分から1時間程度
●**料金**：無料
●**講師**：消費生活啓発員または山形県消費生活サポーターなど

弁護士による消費生活法律相談会は

お申し込み・お問い合わせは置賜消費生活センターへ！

５月９日（木）と２３日(木)13時30分から15時30分です。

◆ 消費者と事業者の契約トラブル、借金・多重債務などの相談を置賜在住の弁護士が無料で丁寧にアドバイスします。消費生活上のトラブル等がありましたら、お気軽にご相談ください。
◆ 相談時間は1人30分以内です。　◆ 事前に予約が必要です。

置賜消費生活センター

〒992-0012　米沢市金池７－１－５０（置賜総合支庁　１Ｆ）
窓口受付時間：月曜～金曜　午前９時～午後５時
TEL: ０２３８(２４)０９９９　FAX:０２３８(２６)６０７２

ホームページは「山形県　置賜消費生活センター」で　検索！